



2019年8月8日

各位

会社名 株式会社 KADOKAWA
代表者名 代表取締役社長 松原 眞樹
(コード番号：9468 東証第一部)
問合せ先 執行役員 沖野 総司
(TEL. 03-3549-6370)

子会社の吸収分割に伴う特別利益（抱合せ株式消滅差益）の計上（個別）に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日に公表いたしました「会社分割（簡易吸収分割）の実施、商号変更及び定款一部変更、並びに代表取締役及び役員の異動に関するお知らせ」のとおり、2019年7月1日付で当社の完全子会社である株式会社 KADOKAWA Future Publishing（2019年7月1日付で商号を株式会社 KADOKAWA より株式会社 KADOKAWA Future Publishing へ変更。以下「KADOKAWA Future Publishing」）の全ての事業（但し、株式会社ビルディング・ブックセンター及び株式会社 KADOKAWA KEY-PROCESS の株式の所有に係る事業を除きます。）を吸収分割により承継いたしました。

本吸収分割による資産等の承継の結果、当社の個別財務諸表において「抱合せ株式消滅差益」が特別利益として計上されるため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別利益の内容

吸収分割の効力発生日（2019年7月1日）において、KADOKAWA Future Publishing から承継した純資産の額と、当社が保有する同社株式の帳簿価額のうち、当該承継純資産の額に対応する額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として、特別利益に計上するものです。

2. 業績に与える影響

(1) 連結決算

KADOKAWA Future Publishing は当社の100%子会社であるため、連結決算に与える影響はありません。

(2) 個別決算

2020年3月期第2四半期会計期間において、「抱合せ株式消滅差益」として約214億円を特別利益として計上する予定です。なお、金額については現在精査中であり、お知らせすべき事項が判明した場合には、速やかに開示致します。

以上